

平成30年（ワ）第3194号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 植村和子，下澤悦夫，寺田誠知 外140名

被告 国

平成30年（ワ）第3796号 安保法制法違憲国家賠償請求事件

原告 秋田正美 外77名

被告 国

原告梅尾朱美 意見陳述書

2019年2月15日

名古屋地方裁判所 民事第4部合議係御中

原告ら訴訟代理人弁護士	大	脇	雅	子
同	青	山	邦	夫
同	内	河	恵	一
同	松	本	篤	周

外36名

1 私は1950年に生れ、生後10か月で失明した全盲の視覚障害者です。1度しかない人生を障害者として過ごさなければならなかったのは、もちろん幸せなことではありません。けれども私は自分がとても不幸だったとも思っていない。なぜなら私が生きてきたこの時代、私たちの国は戦争をしない国だったからです。

しかし戦争が多くの人を新たな障害者にするばかりでなく、障害者に大きな苦しみをもたらすものであることを、これまで多くの歴史的実事が示しているだけに、私たち障害者のなかには潜在的に戦争に対する不

安や恐怖があると思っています。幸いにも私は68歳になる今日まで戦争を経験せずに生きてくることができました。本当に幸せだったと思っています。

けれど最近になって集団的自衛権の公使容認の閣議決定に続き、戦争法とも言われる安保法制が成立したことによって、戦争の足音が間近に迫っていることを感じざるを得なくなってしまった今、言いようのない不安と恐怖を感じています。

私が不安や恐怖を感じるのは特に次の2点です。

2 その一つは戦争と社会保障は決して両立しないという点です。

現に社会保障の象徴とも言える生活保護についてみても、安保法制が成立した2015年には保護費の前例を見ないほどの大幅引き下げがおこなわれています。これによって年間670億円が削減されました。そして昨年2018年にも新たな引き下げが実施され、160億円が削減されています。

生活保護受給者の26パーセントが傷病者と障害者ですので、仲間たちが直面している不安と苦しみは切実です。

また、ご承知の通り生活保護基準は、就学援助の給付対象基準、個人住民税の非課税基準、国民健康保険料の減免基準、介護保険料・同利用料・障害者総合支援法における利用料の減免基準、最低賃金など、弱者の生活を支えているさまざまな制度に連動していますので、この影響は単に生活保護受給者だけにとどまりません。

また、国は社会保障や社会福祉の仕組みそのものを大きく変えようとしています。行政はこれまで担ってきた社会保障や社会福祉を責任もろとも手放し、商品化して企業の利潤追求の対象にしたり、「我がこと丸ごと」などといって何の準備もないまま家族や地域に押しつけることでコスト削減を図ろうとしているのです。戦争をする国づくりは社会保障や社

会福祉の仕組を壊すところから始まるのだというのが今の私の実感です。こうして私たち弱者を苦しめて生み出したお金が戦費に回されるのかと思うと居ても立ってもいられない気持ちです。

3 そして私の不安の二つ目です。

戦争は戦争の役に立たない障害者を差別します。私にそのことを教えてくれた二人の先輩の話しを紹介したいと思います。

一人目はTさんという大正15年生れで強度弱視の男性です。戦争中彼は周りの人から「戦争の役に立たない障害者は非国民だ、せめて防空壕の蓋になれ」と言われたそうです。彼は後年戦争の話題が出る度にその話しをするのですがそのとき必ず付け加える言葉がありました。「今あの頃を振り返って僕が一番悲しいと思うのは当時僕自身が自分のことを役立たずと言われてもしかたがないと思っていたことなんだよね」と言うのです。私の知る限り彼は決してプライドのない人ではありませんでした。その彼をそれほど卑屈にさせた戦争が私は怖いのです。

もう一人はSさんという愛知の障害者運動の草分け的役割りを果たした男性です。Sさんは頸から下の麻痺のために寝たきりの生活をしている重度の肢体障害者でした。そのSさんが1編の詩を書き残しています。以下その要約を紹介させていただきます。

真夏の太陽がぎらぎらとてりつける日の朝、Sさんはお母さんの引くリアカーに乗っていました。たどり着いたのは近くの小学校です。屈強な若者たちが居並ぶ校庭の片隅でSさんはお母さんが借りてきたむしろの上に寝かされました。それからどれほど時間が経ったでしょう。大勢いた若者は一人、また一人と去って行き、やがて校庭にはSさんとお母さんだけが取り残されたまま、太陽は西に傾き始めました。たまりかねたお母さんが人を捜しに行き、ようやくやってきた男性はSさんを鋭

い目で見下ろすなり「丁種不合格」。それだけ言って足音も高く去って行ったそうです。その日のその校庭は徴兵検査の場だったのです。

Sさんは再びお母さんの引くリアカーに乗って帰路につきました。往路では気遣わしように何度もSさんを振り返っていたお母さんが今度は1度も振り返らず、ただ真っ直前を向いてリアカーを引き続け、Sさんはそのお母さんの背中を見つめていたそうです。一言でも口にすればもう止まらなくなってしまう、そんな思いがあったとSさんは書き残しています。

私はこの詩が忘れられません。そしてこの光景が怖いのです。なぜ寝たきりの重度の障害者を徴兵検査の場に引き出さなければならなかったのか。引き出しておいてなぜ忘れたのか。私にも言い始めたら止まらなくなる思いがあります。

今だってこの国が障害者の人権を大事になど思っていないことは昨年明らかになった各省庁の障害者雇用数水増し問題をみても明らかです。障害者の雇用を促す「障害者雇用促進法」ができてから42年間そのおひざもとで水増しはずっと続いていたというのですから何をか言わんやです。この国は平時でさえこうなのですからひとたび戦争になればどんなことになるのか。そう思うと本当に怖いのです。

- 4 たとえ戦争がなくとも、私たち障害者の生活は決して平穏ではありません。けれどもそれでも私たちは生きていきます。そしてもし私たちにも果せる役割りがあるのならそれも果そうと思います。ですからどうかこれ以上の苦しみや不自由を私たちに負わせないでください。裁判官におかれましては私と私の仲間たちの人生が平和のなかで全うできるような判決を出していただけますようお願いして私の陳述を終わります。よろしくお願いいたします。

以上